

審査基準

項目	評価の着眼点	評価点
1 実施体制・業務遂行能力	(1) 海外における専門知識等を有し、業務遂行体制が整備されている	
	(2) 海外における農産物の輸送・販売又は販売促進活動の実績があり、業務を確実に遂行できる	
2 バイヤー招へい	(1) 今後の販路拡大が期待できるバイヤー(輸入事業者や卸売事業者等)の招へいができる	
3 見本市の運営	(1) 高雄国際食品見本市等の国際食品見本市でのブース運営実績がある	
	(2) 見本市に参加した現地バイヤー等に対して、効果的な魅力発信やアンケート調査を通じた取引に向けたフォローができる	
4 プロモーション活動等	(1) 台湾の輸入事業者又は卸売事業者等と連携し、現地の状況に合わせた効果的な試食販売等の販売促進活動が実施できる	
	(2) 仕様書の定める期間において、効果的かつ広範囲の実施ができる	
	(3) 新規バイヤーの獲得が期待できる効果的な手法が提案されている	
5 栃木県産農産物のPR	(1) 栃木県産農産物の魅力を効果的な手法でPRできる	
6 販促資材の作成・配布	(1) 県産農産物の販促資材を作成し、プロモーション等の際に配布ができる	
7 試食用サンプルの輸送等	(1) 試食用サンプルの調達、台湾への輸送、及び通関・検疫・放射性物質検査等の輸出関連手続が確実に遂行できる	
8 その他	(1) 経費の積算は適切である	
	(2) 本県産農産物の輸出拡大への期待ができる	
合 計		

【評価基準】

5点	仕様書等の項目についての確に提案されており、高い事業効果が期待できる
4点	仕様書等の項目について概ね提案されており、事業効果が期待できる
3点	仕様書等の項目について提案されていない部分もあるが、一定の事業効果が期待できる
2点	仕様書等の項目について提案されていることが少なく、事業効果があまり期待できない
1点	仕様書等の項目について提案されておらず、事業効果が期待できない